

彩都東部地区D-1区域土地区画整理準備組合同規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本準備組合は彩都東部地区D-1区域土地区画整理準備組合(以下「準備組合」という。)と称する。

(目的)

第2条 準備組合は第3条に規定する施行予定地区において、健全な市街地の形成を図り、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第3条第2項の規定による土地区画整理組合設立に向けた準備組合の運営を目的とする。

(施行予定地区)

第3条 準備組合の施行予定地区は、別添図に示す範囲とする。

(事業)

第4条 準備組合は、第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 土地区画整理組合設立のために必要な調査、計画の検討、諸準備
- (2) 関係権利者の意見調整、意向集約、会議の開催、同意書の収集及びその他必要な事業
- (3) その他目的達成のために必要なこと

第2章 準備組員

(準備組員)

第5条 準備組員は、第3条の別添図に示す範囲の土地の所有権、又は借地権を有する者(法定相続人含む。公共用地は除く。)とする。

(議決権)

第6条 準備組員は、所有権及び借地権毎に各1個の議決権を有する。ただし、土地の所有権者又は借地権者が数人の共有に属するときは、その数人の代表者が1個の議決権を有する。

(届出)

第7条 準備組員は、次の各号の一に該当するときは、遅滞なく、その旨を準備組合に書面をもって届け出なければならない。

- (1) 氏名もしくは名称又は住所に変更があったとき
- (2) 法人たる会員にあっては、その代表者の氏名又は主たる事務所の所在地に変更があったとき
- (3) 土地の権利関係に異動があったとき

第3章 役員等

(役員)

第8条 準備組合に次の役員を置く。

- (1) 理事長 1名
- (2) 副理事長 2名
- (3) 理事 5名以内
- (4) 監事 2名

2 役員は準備組合員の中から互選により選任する。

(役員職務)

第9条 各役員は、次の職務を行う。

- (1) 役員は役員会を構成し、第4条に定める準備組合の事業の執行を決定する。
- (2) 理事長は、準備組合を代表し、事業を総括する。
- (3) 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときはその職務を代理する。
- (4) 副理事長の代理の順序は、あらかじめ理事長がこれを定める。ただし、定めがない場合は、副理事長の互選により定める。
- (5) 監事は、事業の執行状況及び会計を監査する。

(役員任期)

第10条 役員任期は、準備組合の解散までとする。

- 2 役員が辞任その他の理由によって退任した場合、後任者が前任者の任期まで引き続きその責務を行うものとする。
- 3 役員に欠員等が生じた場合における補填の可否については、理事長が決定する。

(役員報酬)

第11条 役員は、無報酬とする。

第4章 会議

(会議)

第12条 会議は、総会及び役員会とする。

- 2 総会及び役員会は、理事長が招集する。
- 3 総会の議長は、準備組合員の中から選出する。
- 4 役員会の議長は、原則として理事長が務める。

(総会)

第13条 総会は、役員会で必要と認めるとき、又は準備組合員の1/3以上から請求があったとき招集するものとする。

- 2 総会は、準備組合の最高意思決定機関であり、次に掲げる事項を審議議決する。
 - (1) 規約の制定及び変更

- (2) 役員を選任
- (3) 業務代行予定者の決定及び変更
- (4) 土地区画整理事業計画の決定及び変更
- (5) 準備組合の責務となる行為
- (6) 解散
- (7) 前各号に定めるものの他、準備組合の運営等に関する重要な案件

(総会の議事等)

第14条 総会は、準備組合員の過半数の出席（委任状等による出席含む。）により成立し、議事は出席者の過半数により決する。ただし、可否同数のときのみ議長の決するところによる。

- 2 やむを得ない事由のため総会に出席できない準備組合員は、他の準備組合員若しくは生計を一つにする家族等を代理人として表決を委任することができる。
- 3 他の準備組合員を代理人として表決を委任する場合は、委任状を提出しなければならない。ただし、生計を一つにする家族等を代理人として表決を委任する場合は、この限りでない。

(役員会)

第15条 役員会は、第8条（1）～（4）の役員で構成する。

- 2 役員会の議事は出席者の過半数により決する。
- 3 役員は原則出席により表決を行う。ただし、やむを得ない事由のため役員会に出席できない役員は、他の役員を代理人として表決を委任することができる。
- 4 他の役員を代理人として表決を委任する場合は、委任状を提出しなければならない。

(役員会の議決事項)

第16条 総会で議決を要するもののほか、次に掲げる事項は役員会の議決を経なければならない。

- (1) 総会に関する事項
- (2) 業務代行予定者との協定締結に関する事項
- (3) その他事業に関し、急を要する事項

(関係者の出席)

第17条 理事長は、総会及び役員会などの必要に応じて、本地区に関係する地元関係団体のほか、自治体関係職員及び専門的知識を有する者等の出席を求めることができる。

第5章 雑則

(解散)

第18条 準備組合は、次の場合に解散する。

- (1) 土地区画整理組合が設立された場合

(2) 何らかの事由により、準備組合の遂行が不能となり、総会において解散の議決をした場合

(事務局)

第19条 準備組合は事務局を設ける。

2 準備組合の事務局は、茨木市都市整備部北部整備推進課に置く。

(その他)

第20条 この規約に定めるもののほか、準備組合の運営に関し必要な事項は、役員会で議決を経て理事長がこれを定める。

附 則 この規約は、総会の議決を経て、本準備組合の設立の日（令和5年3月25日）から施行する。

